介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関するＱ＆Ａ（県）

事業種別	No.	項目	内容	回答
介護事業所等に対するサービス	1	補助対象サービス種別	訪問看護ステーションも対象になるか。	（別表１の）区分１、２どちらも対象となります。（交付要綱別表１参照）
介護事業所等に対するサービス	2	補助対象サービス種別	事業所の開所日について制限はあるか。	交付申請時に開所していれば対象となります。ただし、医療みなしの事業所については令和７年９月から申請時点までに介護保険のサービスの提供実績がない場合は、対象外です。（国Ｑ＆Ａ No.４参照）
介護事業所等に対するサービス	3	補助対象経費	「取得費用が30万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費」は対象外とあるが、ここでいう取得費用は税込みか税抜きか。	取得する備品等が課税対象の場合、取得費用は税込価格で判断します。このため、税込価格が30万円以上の備品等の購入費は対象外となります。
介護事業所等に対するサービス	4	補助対象経費	移動に係るガソリン代及び生活環境改善に係る光熱水費を補助対象外としているのはなぜか。	重点支援交付金を活用した物価高騰対策支援金と重複するため補助対象外としています。
共通	5	補助対象経費	特別徴収実施確認・開始誓約書の領収書は従業員全ての市町村分の添付が必要か。	主な市町村１か所分の領収書の添付で構いません。（１か月分）

事業種別	No.	項目	内容	回答
介護事業所等に対するサービス	6	補助対象経費	熱放散・寒冷感覚減退効果のある浴室の設備（シャワーなど）の購入費用は補助対象になるか。	寒冷な気候等の困難な事態において、利用者や職員の負担軽減に繋がると思料されるため補助対象です。
介護事業所等に対するサービス	7	補助対象経費	リクライニング機能のある車椅子の購入費用は補助対象になるか。	姿勢安定や移乗性の向上が見込まれ、猛暑などの困難な事態において利用者や職員の負担軽減に繋がると思料されるため補助対象です。
介護事業所等に対するサービス	8	補助対象経費	AED（自動体外式除細動器）の購入費用は補助対象になるか。	非常事態下における利用者等の急変リスクへの対策に係る経費として、補助対象です。
介護事業所等に対するサービス	9	補助対象経費	事業所の人員確保のための人材派遣サービスの利用料や委託費は補助対象になるか。	本補助金は、物品の購入にかかる費用を補助対象としているため、補助対象外です。（国Q&A　21参照）
共通	10	スケジュール	交付決定はいつになるか。	６月下旬を予定しておりましたが、補正・審査等に期間を要したため、早ければ７月下旬から順次発送予定です。また、補助対象期間を10月30日までとしておりましたが、11月30日までと見直しております。

事業種別	No.	項目	内容	回答
共通	11	変更手続き （R8.8.21追記）	どのような場合に変更手続きが必要になるか。	法人全体としての申請時の補助対象経費の20%を超える増減が生じた場合や、交付決定額から20%を超える減が生じた場合は必ず必要となります。 例）申請時の収支予算書の支出額総額と実際の支出（予定）額とで20%を超える差があるとき。
共通	12	変更手続き	減額での交付決定を受けて、自己負担による支出がないように購入予定経費（補助対象経費）を交付決定額と同額程度まで減額した場合、変更手続きが必要になるか。	法人全体としての申請時の補助対象経費の20%を超える増減が生じた場合、変更手続きが必要となります。１事業所は減らしたが、他の事業所は減らさなかった等により法人全体としての補助対象経費が20%を超えて増減していない場合は、変更手続きは不要です。
共通	13	変更手続き 報告手続き	サービスは異なるが事業所名が同じ事業所があり、明細シートで分けて記載することができない（同じ事業所名がリストに表示される）。どうすればよいか。	事業計画書（事業実績書）のシートに入力する事業所名にサービス名を追記するなどして、別事業所であることが分かるように記載してください。 （例）「〇〇事業所（通所介護）」